

京都市薬物乱用防止啓発事業受託候補者選定要綱

(設置の目的)

第1条 この要綱は、京都市薬物乱用防止啓発事業を受託する事業者を募集するに当たり、適正かつ公正な選定に係る基本事項を定めることを目的とする。

(選定会議の設置)

第2条 事業者の選定に係る審議を行うため、保健福祉局内に、京都市薬物乱用防止啓発事業受託候補者選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

2 選定会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 医療衛生推進室長
- (2) 医療衛生推進室医療衛生企画課長
- (3) 医療衛生推進室医療衛生企画課医務担当課長
- (4) 医療衛生推進室医療衛生企画課薬務係長

(選定会議の会長)

第3条 選定会議に会長を置き、前条第2項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 会長は、選定会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(選定会議の議事)

第4条 選定会議は、構成委員の過半数の出席により成立する。

2 選定会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(選定方式)

第5条 選定会議は、別に定める「薬物乱用防止啓発事業委託にかかる公募型プロポーザル募集要項」に基づき、事業者からの提出書類により受託候補者を選定する。ただし、必要に応じてプレゼンテーションにより受託候補者を選定する。

2 評価点は配点合計の6割を最低点とし、最低点を上回る者のうち最も高い評価点を得た者を受託候補者として選定するものとする。

3 評価点の算出は、評価項目毎に選定会議構成員の採点を平均し、その全評価項目分の合計をもって評価点とする。

4 応募事業者が1者のみであっても、プロポーザルは成立するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選定会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱は、受託候補者が選定された日をもって廃止する。